

その他 Q&A

問 1 外国人は補助対象者となりますか？

【答】 外国人の方も補助条件を満たせば補助対象者です。ただし、条件を満たしていても短期滞在者及び不法滞在者は住民基本台帳に記録されていないため、対象となりません。

問 2 海外に住んでいて、日本に帰ってきた場合は補助対象者となりますか？

【答】 条件を満たした方が申請日までに帰国して住民登録手続きをしていれば、補助対象者となります。

問 3 申請者は、こういった人になるのですか？

【答】 申請者が世帯主である必要はありません。世帯に属する方であれば差支えありません。遠方にお住いの親族の方が代理で手続されたい場合は代理人欄に必要事項を記入してください。

1 世帯につき補助金交付は 1 回までですので、注意してください。※申請者を変えて申請しても、1 回しか補助されません。

問 4 携帯電話は補助対象外ですか？

【答】 携帯電話は補助の対象にはなりません。携帯電話は機種に関わらず各携帯電話会社が提供している安価(無料～600円/月)な迷惑電話対策サービスに申込んでいただくことが可能です。

問 5 住民税非課税世帯、年金受給世帯、失業保険受給世帯、生活保護受給世帯の人や高額所得者は、補助金の対象者とならないのでしょうか？

【答】 収入による条件はありません。

問 6 迷惑電話防止機器購入費補助金は、課税対象となりますか？

【答】 (懸賞金、競馬等の払戻金、損害保険の満期返戻金等の)一時所得となります。これらの所得が50万円以上ある方は課税対象になりますので、確定申告が必要です。

問 7 補助申請様式はどこで手に入れますか。また、申請のため、市役所窓口へ行かなければいけないのですか？

【答】 江田島市ホームページに掲載しています。そこから印刷していただくか、危機管理課の他、各市民センター窓口、市民サービスセンターでもお渡しします。このほか、購入した販売店が申請書の在庫を持っている場合があります。

申請は各市民センター、市民サービスセンター窓口、危機管理課に提出しても構いませんし、危機管理課へ郵送提出していただいても構いません。

問 8 申請はいつまで受付けてくれるのですか？

【答】 申請は、令和 9 年 3 月 3 1 日までをお願いします。

問 9 申請書以外に準備すべき書類はありますか？

【答】 以下の書類が必要となります。

必要書類	注意事項
購入した電話機等の領収書の原本又は写し	申請者氏名・品名(型番)・事業者名・日付がわかるように記載してください。
本人確認書類 (申請者)	「マイナンバーカード(通知カード)」 「運転免許証」 「健康保険証」 「年金手帳」 「パスポート」 などの写し ※いずれか一つで構いません。

※ 本人確認書類は、現住所や氏名、生年月日がわかるようにコピーしてください。

※ 本人確認書類はコピーを提出し、現物(本物)は送らないでください。

※ 市役所危機管理課では申請にかかる書類のコピーを無料で行えます。

問 1 0 申請後に申請内容が変更となったので、申請書を修正したい。

【答】 市内への転居、振込口座の変更、諸事情による取下げなど、重大な内容変更を行う場合は変更(取下げ)申請書を提出し市の承認を受けてください。ただし、記入誤りなどの軽微な修正は申請しなくても良い場合がありますので、危機管理課(電話 0 8 2 3 - 4 3 - 1 6 3 3)に連絡してください。

問 1 1 申請時の同意事項に同意しなければならない理由はなにか。

【答】 市役所内であっても個人情報を使用用途を限定し、収集・保管しています。

補助条件の調査にあっては、別途、本人承諾をいただくことになります。

問 1 2 補助金はどうのように受け取るのですか？

【答】 請求書に次の添付書類を添えて提出してください。指定する金融機関口座（各銀行、ゆうちょ、農協、漁協等）へ振込みます。ただし、口座は申請者個人名義の口座としてください。経営する会社などへの振込は行えません。

必要書類	注意事項
振込先口座 確認書類 (銀行・ゆうちょ・農協・漁協等)	金融機関名、口座番号、口座名義人が分かる通帳見開きの写し (キャッシュカード、インターネットバンキングの画面の写しなどでも可)

※ 振込先口座確認書類は内容が分かるようにコピーしてください。原本は出さないでください。

問 1 3 申請してからどれくらいの時間で口座へ入金されますか？

【答】 申請書を受理後、補助条件の確認作業が必要となります。その後請求の手続きを行いますので、通常3～4週間程度の時間を頂くこととなります。

なお、補助条件が満たされない場合や繁忙期などは、それ以上の時間を頂くこともありますので、ご了承ください。

問 1 4 請求書には、振込口座の情報を確認できる通帳やキャッシュカード等の写しを付ける必要がありますが、なぜ必要なのでしょう。

【答】 振込不能が発生した場合、関係金融機関に多大な迷惑をかけるほか、再度の振込までに時間を要するため、通帳等の写しの提出をお願いしています。また、市の他部署で既に登録済の口座であっても、提出いただくようお願いします。

通帳やキャッシュカードの指定の箇所に、「振込先の金融機関名」「支店番号」「預金種別(普通・当座等)」「口座番号」「口座名義人(カナ)」以外の情報（印影、クレジット機能付キャッシュカードのクレジット番号等）が記載されている場合は、写しのそれらの部分を黒く塗りつぶしていただいてもかまいません。

迅速で誤りのない補助を行うために、ご協力をお願いいたします。

問 1 5 申請・補助金受給後の条件はありますか？

【答】 転売防止のため、交付決定後 5 年間は申請場所においていただくことが条件です。ただし、御家庭の事情でやむを得ず転居する場合は市に承認を求める書類を提出し、承認を受けてください。

問 1 6 「えたじま暮らし応援クーポン」を使って購入代金の全部又は一部を支払った場合、補助金の額はどのようになりますか。

【答】 「えたじま暮らし応援クーポン」の原資は国等からの交付金であるため、クーポンの利用方法によって補助金の取り扱いが異なります。

①クーポンで購入代金の「全額」を支払った場合

自己負担額が発生していないため、補助金を交付することができません。

②クーポンで購入代金の「一部」を支払った場合

購入費用からクーポン利用額を差し引いた残額（現金やクレジットカード等で実際に支払った金額）を補助対象経費とします。

・ 補助金額の算定方法

補助対象経費の 2 分の 1 に相当する額（1 0 0 円未満の端数切捨て）

・ 上限額

1 万円